

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）トリアル橿原豊田町店
所在地 橿原市豊田町二五一―一ほか

二 述べられた意見の概要

橿原市北妙法寺町北町自治会

- 1 中和幹線バイパスに沿った歩道は通学路だが歩行者（利用者も含む。）を守る為の安全柵がない状態なので、ガードレール等の安全柵の設置を要望する。
- 2 車両出口が全て南側にあり、その道の走行は東方向のみである。それにより出口及び周辺の狭い道路で混雑が予想され、通行を巡ってのトラブルも懸念されるため安全対策を要望する。

- 3 出入口の隅切りを要望する。

- 4 二十四時間営業なので二十四時間の交通量調査をし、開示及びその結果を踏まえての安全対策を要望する。

- 5 豊田町南交差点の横断歩道は二ヶ月以上も前に移設されたが、南北横断歩道信号機は未だにそのままであることは企業・行政の怠慢ではないか。七月二日に信号の移設が完了されたが、今後はこのような事がないように素早い対応を要望する。

- 6 商品の搬入は通常時間帯ではなく、早朝又は来店客の少ない時間帯にするよう要望する。

- 7 西側に利用客の出口を設置することで中和幹線への混雑緩和に繋がると思われるので、再度検討を要望する。

理由

中和幹線バイパス豊田町交差点付近は数多くの死亡事故を含め、重大事故多発の危険箇所である。今般トリアル橿原豊田町店の出店に伴う、利用客、車両増加等により地域生活者の安心及び安全がおびやかされることが懸念される。地域生活者の安全を第一に各機関の責任ある対応を要望する。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和元年八月二日から同年九月二日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで